

生活困窮者自立支援制度

新しいセーフティーネットが  
あなたを応援します！

「電気・ガス・水道を止められそう…」「家賃が払えなくなりそう…」「なかなか仕事が見つからない」、そんな不安や悩みを抱える方を支援します。一人で悩まず、深刻化する前にご相談ください。

◆自立相談支援事業

生活に困窮している人が、生活保護を受けるその前の段階でできるだけ早く自立できるよう、専門の支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)が相談を受け、継続的な支援へとつなげていきます。

●相談電話

▼受付日時：月～金曜日(祝日除く)／午前9時30分～午後5時  
▼連絡先：そらち生活サポートセンター ☎0120279234  
(フリーダイヤル・相談無料)

●相談会の開設

▼開設日時：毎月第3火曜日／午後1時30分～4時

▼場所：福祉事務所相談室

※開設日以外の相談は、福祉事務所窓口で受け付けます。

◆住居確保給付金

離職により住居を失い生活に困窮している方、または住居を失うおそれの高い方に、安定した就職活動ができるよう、期限付きで家賃相当額を支給します。

※就職活動、収入、資産などに一定の基準があります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】福祉事務所保護係 ☎23995



がん検診無料クーポン券

女性特有の子宮頸がん・乳がん検診が無料となるクーポン券と検診手帳を対象者へ送付します。これらのがんは早期発見・早期治療で治る可能性が高いがんですので、この機会にぜひ受診してください。

また、無料クーポン券を利用しないでがん検診を受診した方には、検診費用の払い戻しができませんのでご注意ください。  
なお、対象者へのクーポン券の発送は6月の予定です。

【問合せ先】ふれあい健康センター 健康係 ☎2010

B型・C型肝炎ウイルス検診を無料で受診できます

肝炎ウイルス検診が無料となる受診票を発行します。

簡単な血液検査で感染の有無が分かりますので、この機会にぜひ受診してください。

なお、対象者への受診票の発送は6月の予定です。

【問合せ先】ふれあい健康センター 健康係 ☎2010

母子健康手帳の交付

母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票を交付します。妊婦届出書をもらったら、早めに手続きをしてください。

毎週火曜日の午前8時30分から午後5時までふれあい健康センターで行っています。火曜日都合がつかない方はご相談ください。

【問合せ先】ふれあい健康センター 健康係 ☎2010



学び舎の歴史三笠

時を超えて  
開校した学校の記録

三笠市の教育の歴史資料として、市内の開校した小中学校15校の歩みを「学び舎の歴史三笠」として教育研究所が作成しました。図書館で閲覧できますので、ご覧ください。

【問合せ先】学校教育課学校教育係 ☎2197



民生委員 児童委員は  
一番身近な相談員です

民生委員制度が創設されてから、今年で百周年を迎えます。

民間福祉の担い手として最も歴史のある「民生委員」制度は、幾多の変遷を経て戦前戦後の混乱期から現在に至るまで、人間愛、社会愛の灯を絶やすことなく地域の方から「民生委員さん」として親しまれてきました。

家族や子育て、暮らしのことなどで、困ったことがあれば気軽に相談ください。



民生委員・児童委員の家は  
青い門標が目印です



あなたの地域の民生委員・児童委員の名前や連絡先が分からないときはお問い合わせください。  
【問合せ先】福祉事務所福祉総務係 ☎23995

# 水中運動教室参加者募集

【申込・問合せ先】ふれあい健康センター健康係 ☎③2010

	介護予防水中運動教室		生活習慣病予防水中運動教室
	基礎コース	運動コース	
日程	6月8日・15日・22日・29日、7月6日・13日・20日・27日 / 木曜日		
時間	午前10時30分	午後2時15分	午後6時45分
対象	65歳以上の方(要支援・要介護認定の方を除く)		30歳以上64歳以下の方
	———	基礎コースに2回以上参加された方	
内容	水中運動、健康講話、体力測定ほか	水中運動	水中運動、健康講話、体力測定ほか
定員	16人 (過去、参加1回以下の方優先)	16人	16人 (過去、参加1回以下の方優先)
バス送迎	あり(希望者のみ)	なし	
場所	三笠天然温泉太古の湯		
参加料	4,400円※1コース料金となります。		
申込方法	19日(金)までに電話または直接窓口でお申し込みください。		

運動後、温泉も利用  
できます!



※介護予防水中運動教室のお申し込みは、どちらかのコースとなります。

## 軽自動車税のお知らせ

地方税法の改正により、軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例の「軽課」の適用が1年延長されます。

### グリーン化特例って?

自動車環境対策として、排出ガスと燃費性能によって税率を軽減したり上乗せする特例措置です。

- ▶ 重課…初度検査年月から13年を経過した自動車は、税率を上乗せします。
- ▶ 軽課…環境負荷の小さい自動車は、税率を軽減します。

※初度検査年月

最初の新規検査を受けた年月(新車登録をした年月)で、自動車検査証に記載されています。

### 【軽課】29年度分のみ

初度検査年月が、28年4月から29年3月までの一定の環境性能を満たす車両は、軽自動車税が軽減されます。自動車検査証に基づき軽減されるので、手続きは不要です。

車種 (軽自動車)	税率(年額)				
	概ね75%軽減	概ね50%軽減		概ね25%軽減	
	電気自動車など	乗用	32年度燃費基準+20%達成車	乗用	32年度燃費基準達成車
		貨物	27年度燃費基準+35%達成車	貨物	27年度燃費基準+15%達成車
三輪	1,000円	2,000円		3,000円	
四輪乗用	自家用	5,400円		8,100円	
	営業用	3,500円		5,200円	
四輪貨物	自家用	2,500円		3,800円	
	営業用	1,900円		2,900円	

※燃費基準は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

【問合せ先】税務財政課市税係 ☎②3186